

受付年月日	2. 2. 3	付託委員会	民生
提出者	●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●● ●●		
提出者からの説明希望の有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
件名と要旨			
<p>(件名) <u>生活保護における収入認定等に関することについて</u></p> <p>(要旨) 自動車による交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、高齢者に関しては道路の横断中に自動車と接触する事故が多発するなど発生件数は増加傾向にある。</p> <p>自動車損害賠償保障法第1条では、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより被害者の保護を図ることを、同法第5条では、自動車は自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険」という。）の契約が締結されていなければ運行してはならないことを定めている。また、自動車損害賠償保障法施行令第2条においては、死亡した者又は傷害を受けた者に対する保険金額（自賠責保険の支払基準）を定めている。</p> <p>また、社会保障の性質の一面も有する自賠責保険は、公的社会保険や生活保護等が認めていない精神的苦痛に対する損害賠償である慰謝料を認容している。</p> <p>しかし、生活保護受給者が交通事故の被害者となり、自賠責保険から損害賠償として慰謝料が支払われた場合、生活保護法第63条に基づき、資力があるものとされ、原則受給した生活保護費全額の返還が求められるが、ドイツでは、精神的損害に対する慰謝料は、これに対応する給付が社会扶助には定められていないとして収入認定から除外している。</p> <p>厚生労働省の通知においては、冠婚葬祭の祝儀香典、慈善的金銭等や自立更生のために使われるものだけでなく弔慰金や精神的な慰謝激励等の目的で支給されるものについては、社会通念上、収入認定から除外するとされており、自賠責保険の慰謝料についても同様に解されるべきものと考えられる。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について陳情する。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 生活保護法第63条に基づく生活保護費の返還金を算定する際には、自賠責保険から支払われる精神的苦痛に対する損害賠償である慰謝料の一定額を除外する措置を講じることについて、関係機関に対し要望書又は意見書を提出すること。</p>			